

早稲田商学同攻会会則

- 第1条 本会は早稲田商学同攻会と称する。
- 第2条 本会は商学，経済学ならびに本会が認める領域の研究とその発表を目的とする。
- 第3条 本会は下記の会員をもって組織する。
1. 早稲田大学商学部，および大学院会計研究科の専任教員。
 2. 早稲田大学商学部，大学院商学研究科（商学専攻），および大学院会計研究科在学学生。
- 第4条 第3条以外のもので入会したものを特別会員とする。
- 第5条 会員は会費年額2,000円，特別会員は2,800円を納める。
- 第6条 本会は学術雑誌「早稲田商学」を原則として年4回，「文化論集」を原則として年2回発行し，会員および特別会員に配布する。但し，編集委員会が認める場合，増刊号を発行することができる。
- 第7条 本会は年1回定時総会を開催する。ただし必要のある時に臨時総会を開催することができる。総会は第3条第1号会員ならびに第2号会員代表10名以内で構成される。
- 第8条 本会に下記の役員を置く。役員任期は2年とする。
1. 会長1名，商学部長を会長として本会を代表し会務を統括する。
 2. 編集委員若干名，第3条第1号会員の中から会長が委嘱する。編集委員は「早稲田商学」・「文化論集」の編集を担当する。内2名は財務を担当する。
 3. 監事若干名，第3条第1号会員の中から会長が委嘱する。監事は会計を監査する。
- 第9条 本会の事務所は早稲田大学商学部に置く。
- 付則 この会則は，大正14年より施行する。
- 改正 昭和5年・15年・24年・26年・28年・36年・39年・41年・43年・48年・52年・63年・平成11年・20年・22年・27年

2015年12月10日 印刷

早稲田商学 第444号

2015年12月15日 発行

頒布価格 400円

編 集 者

早稲田商学同攻会

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1

電 話 03 (3203) 4 1 4 1

(内線) 71-6181

振替口座 00150-2-72519

編 集 者
責 任 者

嶋 村 和 恵

印 刷 所

三美印刷株式会社

東京都荒川区西日暮里5-9-8

発 行 所

早稲田商学同攻会

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田1-6-1

電 話 03 (3203) 4 1 4 1

(内線) 71-6181